

「港湾・漁港工事における週休2日工事」実施要領 新旧対照表

改正前	改正後（案）																																							
<p>(用語)</p> <p>第2 この要領において、次の次号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「週休2日」とは、<u>対象期間において、現場閉所率が、28.5%（8/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u></p> <p>(2)「対象期間」とは、<u>工事開始日から工事完成日までの期間をいう。</u> なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。</p> <p>(3)【略】</p> <p>(4)「現場閉所率」とは、<u>対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。</u></p> <p>(試行の対象)</p> <p>第3 週休2日の試行対象は、主たる工種が港湾土木請負工事積算基準、または、漁港漁場関係工事積算基準を適用した工事を対象とする。ただし、災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。</p> <p>2 【略】</p> <p style="text-align: center;">共通特記仕様書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4-3条 休日の確保について（週休2日工事（発注者指定型）） <u>本工事は、週休2日工事の試行対象工事（発注者指定型）である。</u> <u>試行に当たっては、「港湾・漁港工事における週休2日工事」の試行要領に基づき行う。</u> <u>試行要領は、宮崎県ホームページ（トップ>くらし・健康・福祉>社会基盤>河川・砂防・港湾>港湾>「港湾・漁港における週休2日工事」の試行について）から入手できる。</u></p> </div> <p>(労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価の補正)</p> <p>第5 当初設計から下表（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価の補正）の4週8休以上の補正係数を乗じた上で予定価格を算出し、<u>週休2日工事の試行後、現場閉所率が28.5%未満となった場合は、補正分を減額して変更契約するものとする。</u> ただし、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「7.法令遵守等」において、1点減点するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th colspan="3">閉所状況</th></tr> <tr><th colspan="3">4週8休以上（28.5%以上）</th></tr> <tr><td>労務費</td><td></td><td>1.04</td></tr> <tr><td>機械経費（賃料）</td><td></td><td>1.02</td></tr> <tr><td>共通仮設費</td><td></td><td>1.02</td></tr> <tr><td>現場管理費</td><td></td><td>1.03</td></tr> <tr><td>港湾工事</td><td>底面工</td><td>1.03</td></tr> </table>	閉所状況			4週8休以上（28.5%以上）			労務費		1.04	機械経費（賃料）		1.02	共通仮設費		1.02	現場管理費		1.03	港湾工事	底面工	1.03	<p>(用語)</p> <p>第2 この要領において、次の次号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「週休2日」とは、<u>起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日まででおわる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があることをいう（以下「4週8休」という。）。</u></p> <p>(2)「対象期間」とは、<u>起算日から4週間を1期間とした期間単位をいう。</u> なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。</p> <p>(3)【略】</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3 週休2日の対象工事は、主たる工種が港湾土木請負工事積算基準、または、漁港漁場関係工事積算基準を適用した工事を対象とする。ただし、災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。</p> <p>2 【略】</p> <p>(労務費・間接工事費・市場単価の補正)</p> <p>第5 当初設計から下表（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価の補正）の4週8休以上の補正係数を乗じた上で予定価格を算出し、<u>週休2日工事の実施後、4週8休未満となった場合は、補正分を減額して変更契約するものとする。</u> ただし、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「7.法令遵守等」において、1点減点するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th colspan="3">閉所状況</th></tr> <tr><th colspan="3">4週8休以上</th></tr> <tr><td>労務費</td><td></td><td>1.02</td></tr> <tr><td>共通仮設費</td><td></td><td>1.02</td></tr> <tr><td>現場管理費</td><td></td><td>1.03</td></tr> <tr><td>港湾工事</td><td>底面工</td><td>1.01</td></tr> </table>	閉所状況			4週8休以上			労務費		1.02	共通仮設費		1.02	現場管理費		1.03	港湾工事	底面工	1.01
閉所状況																																								
4週8休以上（28.5%以上）																																								
労務費		1.04																																						
機械経費（賃料）		1.02																																						
共通仮設費		1.02																																						
現場管理費		1.03																																						
港湾工事	底面工	1.03																																						
閉所状況																																								
4週8休以上																																								
労務費		1.02																																						
共通仮設費		1.02																																						
現場管理費		1.03																																						
港湾工事	底面工	1.01																																						

市場単価	マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
	支保工	1.04
	足場工	1.02
	鉄筋工	1.04
	吊鉄筋工	1.04
	型枠工	1.03
	コンクリート打設工 (ポンプ車打設)	1.04
	コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)	1.04
	止水板工	1.04
	上蓋工	1.04
	伸縮目地工	1.02
	係船柱取付	1.04
	防舷材取付	1.04
	車止・縁金物取付	1.04
	係船柱撤去	1.04
	防舷材撤去	1.04
	車止撤去	1.04
	電気防食取付	1.04
	防砂目地板取付工 (陸上施工)	1.04
	防砂目地板取付工 (水中施工)	1.03
	吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.03
	港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.03
	ペトロラタム被覆	1.04
	現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.04
	現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1.04
	かき落とし工	1.04
	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
	汚濁防止枠設置・撤去	1.02
	灯浮標設置・撤去	1.03
	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.04
	異形ブロック製作 型枠工	1.04
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
	異形ブロック製作 給熱養生	1.03

※補正後市場単価＝標準市場単価 (施工規模等補正後) ×補正係数

- (留意事項)
第6 【略】
(1) 【略】
ア 【略】
イ 【略】
ウ 【略】
エ 【略】

市場単価	マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
	支保工	1.02
	足場工	1.01
	鉄筋工	1.02
	吊鉄筋工	1.02
	型枠工	1.02
	コンクリート打設工 (ポンプ車打設)	1.02
	コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)	1.02
	止水板工	1.02
	上蓋工	1.02
	伸縮目地工	1.01
	係船柱取付	1.02
	防舷材取付	1.02
	車止・縁金物取付	1.02
	係船柱撤去	1.02
	防舷材撤去	1.02
	車止撤去	1.02
	電気防食取付	1.02
	防砂目地板取付工 (陸上施工)	1.02
	防砂目地板取付工 (水中施工)	1.02
	吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.02
	港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.01
	ペトロラタム被覆	1.02
	現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.02
	現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1.02
	かき落とし工	1.02
	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
	汚濁防止枠設置・撤去	1.01
	灯浮標設置・撤去	1.01
	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.02
	異形ブロック製作 型枠工	1.02
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
	異形ブロック製作 給熱養生	1.01

※補正後市場単価＝標準市場単価 (施工規模等補正後) ×補正係数

- (留意事項)
第6 【略】
(1) 【略】
ア 【略】
イ 【略】
ウ 【略】
エ 【略】

(2) 4週8休の確認方法は、以下のとおりとする。

ア 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日 (若しくは月曜日) からとし、4週間を1期間とする(4

(2) 【略】

(3) 受注者が週休2日に取り組む場合、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるように努めるものとする。

(実施証明書の発行)

第7 週休2日を実施した工事には、発注者から受注者に週休2日実施証明書（別記様式1）を発行する。

2 実施証明書の発行は、工事成績評定通知時に行う。

週間単位で確認)。

イ 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。

ウ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。

エ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。

オ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日(若しくは日曜日)までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない。

(3) 【略】

附 則

1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。